

植田正治生誕100年記念事業ロゴマーク使用要項

(目的)

第1条 この要項は、植田正治生誕100年記念事業（以下「事業」という。）実行委員会（以下「実行委員会」という）が所有する事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を実行委員会以外が使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの定義)

第2条 この要項においてロゴマークとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) ロゴマークのデザインは、「別紙1」に定めるものとする。
- (2) ロゴマークの著作権及び使用権は実行委員会に帰属する。

(使用の許可申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（様式第1号）を実行委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) 実行委員会が使用を依頼した場合
- (5) その他実行委員会が別に定めた場合

(使用の許可)

第4条 実行委員会は、前条の規定による使用許可申請があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、提出された使用許可申請書（様式第1号）に許可する旨記載し、申請者にその写しを交付するものとする。

- 2 実行委員会は、前項の規定により使用を許可する場合において、必要な条件を付すことができる。
- 3 第1項の規定により許可を受けた場合、ロゴマークの使用は、無償とする。
- 4 実行委員会は、複数の申請者に対して、同一又は類似の使用の許可をすることができる。この場合において、申請者は実行委員会に対し、異議を申し立てることができない。
- 5 実行委員会は、ロゴマークの許可内容を公表することができる。この場合において、申請者は実行委員会に対し、異議を申し立てることができない。

(使用の許可期間)

第5条 使用の許可期間は、使用を許可した日から平成25年12月末までとして実行委員会が決定する。ただし、使用許可期間終了時の在庫については、平成26年3月末まで販売等することができる。

(使用の不許可)

第6条 実行委員会は次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を許可しないものとする。

- (1) 事業のPRという趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 事業の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (8) その他、承認することが不相当と認められる場合

2 実行委員会は、前項の規定によりロゴマークの使用を許可しないときは、提出された使用許可申請書（様式第1号）に許可しない旨記載し、その写しを申請者に交付するものとする。

（使用上の遵守事項）

第7条 ロゴマークの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、その他実行委員会の指示に従うこと。
- (2) ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともにロゴマークを使用する製造物等の安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (3) ロゴマークを使用する製造物等を製造する際には、JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (4) ロゴマークの使用に際し、その表情、様態等の一部であっても、これを変えるにはすべて事前に実行委員会の了解をえること。
- (5) シンボルマーク等を使用する製造物等を製造する際は、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る事故に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。
- (6) 使用前にロゴマークを使用する製造物等の完成見本を速やかに実行委員会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認できるもの提出をもって代えることができるものとする。

（許可内容の変更等）

第8条 使用者が許可内容を変更しようとするときは、あらかじめ使用許可内容変更申請書（様式第2号）を実行委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 実行委員会は、前項の申請に基づき、許可することが適当と認めるときは、提出された使用許可内容変更申請書（様式第2号）に許可する旨記載し、その写しを申請者に交付するものとする。

3 第6条及び第7条の規定は、第1項の場合に準用する。

（許可の取消し）

第9条 実行委員会は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取

り消すものとし、許可の取消し理由を付し使用者に書面で通知するものとする。

(1) 第6条及び第7条に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 実行委員会は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

4 実行委員会は、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第10条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより実行委員会に生じさせた損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、ロゴマークを使用する製造物等の構造上、製造上その他かしにより第三者が損害を受け、その結果、実行委員会が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用を支出した場合は、使用者は、実行委員会に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(紛争の解決)

第11条 使用者は、ロゴマークの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた事項以外の目的に使用し、またはその権利又は義務を第三者に貸与、譲渡又は承継してはならない。

(製造の委託)

第13条 使用者は、ロゴマークを使用する製造物等の製造を第三者に委託する場合は、受託者が本要項に違反することが無いよう管理監督責任を負うものとする。

2 受託者の違反行為により、実行委員会が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱い)

第14条 実行委員会は、使用の許可に当たり取得した申請者の個人情報をロゴマークの使用管理にのみ使用し、適正に取り扱わなければならない。

(補則)

第15条 この要項に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関する必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年9月5日から施行する。

(別紙1)

植田
100
正治
ANNIVERSARY

